

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）および排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の一部改正により、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の排水基準の項目のうち大腸菌群数が大腸菌数に改められるとともに、その許容限度が改められたことを踏まえ、同条第3項の規定に基づき当該排水基準にかえて適用する排水基準（以下「上乗せ排水基準」という。）についても同様に改めるため、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年滋賀県条例第58号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 上乗せ排水基準の項目のうち大腸菌群数を大腸菌数に改めるとともに、その許容限度を改めることとします。（別表第2関係）
- (2) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。